平成２７年
８月から

介護サービスを利用するときは
「介護保険負担割合証」が
必要になります

平成 27 年８月から、65 歳以上の方（第１号被保険者）が介護保険制度を利用したときの利用者負担は、所得に応じた負担割合となります。
この負担割合証は、介護保険を利用するすべての方に交付されます。

交付された介護保険負担割合証を確認してください

介護保険負担割合証を受け取ったら、記載内容に間違いがないか確認しましょう

1 住所・氏名など
住所・氏名・生年月日などが記載されています。

2 あなたの利用者負担の割合
サービスを利用するときに支払う利用料の負担割合（１割または２割）が記載されています。

3 適用期間
利用者負担の割合の適用期間が記載されています。適用期間内に割合が変更となる場合は、上段に変更前の割合、下段に変更後の割合が記載されます。

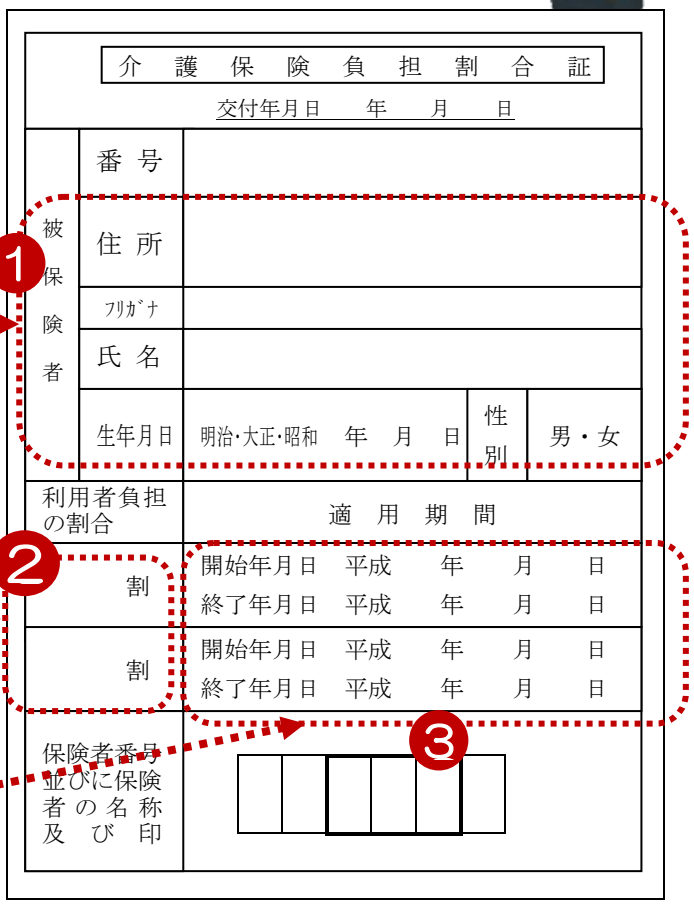

介護保険負担割合証				
交付年月日　年　月　日				
被保険者	番号			
	住所			
	ﾌﾘｶﾞﾅ			
	氏名			
	生年月日	明治･大正･昭和　年　月　日	性別	男・女
利用者負担の割合		適用期間		
	割	開始年月日　平成　年　月　日 終了年月日　平成　年　月　日		
	割	開始年月日　平成　年　月　日 終了年月日　平成　年　月　日		
保険者番号並びに保険者の名称及び印				

介護サービスの利用者負担割合

平成 27 年７月までの負担割合

一律　１割

▶

平成 27 年８月からの負担割合

２割	合計所得金額 160 万円以上の方※
１割	上記以外の方など

※ただし、合計所得金額が年間 160 万円以上で年金収入等とその他の合計所得金額の合計が単身世帯で 280 万円未満、２人以上世帯で 346 万円未満の方は１割負担となります。